

公益財団法人いばらき腎臓財団理事長感謝状贈呈等規程

1 趣旨

この規程は、茨城県内の慢性腎臓病対策の推進に永年精励し、その功績が顕著と認められる者及び公益財団法人いばらき腎臓財団（以下「財団」という。）の慢性腎臓病対策事業への積極的かつ継続的な協力を行う団体等の労苦に報いるため、財団理事長からの感謝状（以下「感謝状」という。）を贈呈し、感謝の意を表することにより、茨城県内の慢性腎臓病対策事業の一層の推進に資することを目的とする。

2 感謝状贈呈の方法

感謝状贈呈は、財団が茨城県と共催する、県民健康づくり表彰式等（以下「式典等」という。）において行う。

ただし、寄付の時期等、特別な事由がある場合は、随時行うこともできる。

3 感謝状贈呈の対象及び推薦・選考

理事長は、次のうちから該当者を選出し、その功績を踏まえ、式典等の機会を捉えて、感謝状を贈呈するとともに、知事若しくは厚生労働大臣に感謝状等贈呈候補者を推薦することができる。

- (1) 臓器移植、腎疾患予防等慢性腎臓病対策の推進に関し、県民意識の啓発のための活動を長年にわたり展開し、顕著な功績のあった者又は団体
- (2) 臓器移植、腎疾患予防等慢性腎臓病対策の推進に関し、医療の普及向上及び研究の上で顕著な功績のあった者又は団体
- (3) 前二号に掲げるもののほか、慢性腎臓病対策の推進に関し、前二号と同程度以上の顕著な功績のあった者又は団体
- (4) 慢性腎臓病対策事業の趣旨に賛同し、公益財団法人いばらき腎臓財団に多額の寄付をした者又は団体

4 感謝状の贈呈基準は、次によるものとする。

(1) 個人について

① 前項第1号から同項第3号までに係る功績は、次のとおりとする

ア 団体役員としての功績は、在職8年以上であること。

イ 団体職員としての功績は、勤務年数10年以上であること。

ウ 県又は財団の慢性腎臓病対策事業への協力や貢献が、概ね8年以上であること。

② 前項第4号の寄付にあっては、10万円以上であること。

(2) 団体について

① 前項第1号から同項第3号までに係る功績は、概ね10年以上であること。

ただし、献腎があった医療機関は、その功績年数にかかわらず、該当するものとする。

② 前項第4号の寄付にあつては、50万円以上であること。

(知事若しくは厚生労働大臣への功績者の推薦)

5 理事長からの功績者推薦は、茨城県知事に対しては、茨城県慢性腎臓病対策推進功労者等知事感謝状贈呈要領に基づく方法により行い、厚生労働大臣に対しては、式典等の機会を捉え随時通知される方法により行う。

(その他)

6 この規程の実施に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

付則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成26年4月1日改正